

〔R0425〕 消防法

次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。

1. 図書館は、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される「特定防火対象物」である。
2. 天井の高さ12m、延べ面積700㎡のラック式倉庫については、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
3. 地階に設ける駐車場で、床面積が1,000㎡のものについては、原則として、排煙設備を設置しなければならない。
4. 延べ面積6,000㎡、地上5階建てのホテルについては、原則として、連結送水管を設置しなければならない。

〔R0425〕 正答 1

1. 誤り。消防法17条の2の5第2項四号、同法令34条の4第2項及び同法令別表1(8)項により、図書館は、特定防火対象物ではない。同法17条の2の5第2項四号により、特定防火対象物については、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物であっても、新築の場合と同様に消防用設備等の規定が適用される。
2. 正しい。倉庫は、消防法施行令別表1(14)項に該当し、同令12条1項五号により、天井の高さが10mを超え、かつ、延べ面積が700㎡以上のラック式倉庫の場合は、原則として、スプリンクラー設備を設置しなければならない。
3. 正しい。駐車場は、消防法施行令別表1(13)項イに該当し、同法令28条1項三号により、地階で、床面積が1,000㎡以上の場合、排煙設備を設けなければならない。
4. 正しい。ホテルは、消防法施行令別表1(5)項イに該当し、同法令29条1項二号により、地階を除く階数が5以上で延べ面積が6,000㎡以上の場合、原則として、連結送水管を設置しなければならない。